

商品分類			属性区分				
単位型 追加型		投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	温 海外	株 式	その他資産 (投資信託証券(株式))	年12回 (毎月)	アジア・オセアニア	ファンド・オブ・ファンズ	なし

[※]属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ(http://www.toushin.or.jp/)をご覧ください。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧・ダウンロードすることができます。 また、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求を行った場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。本書には、信託約款の主な内容が含まれていますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されています。当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。

投資信託の財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。 ファンドに関する詳細は、下記の照会先までお問い合わせください。

●この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「パシフィック好配当株式ファンド(毎月分配型)」の受益権の募集については、 委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2020年7月17日に関東財務局長に 提出しており、2020年7月18日にその届出の効力が発生しております。

委託会社:ファンドの運用の指図を行う者

BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社

- 金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第406号
- 設立年月日:1998年11月6日
- 資本金の額:7億9,500万円(2020年6月末現在)
- 運用する投資信託財産の合計純資産総額:1兆1,221億円 (2020年5月末現在)

委託会社の照会先

電話番号(代表) **03-6756-4600** (営業日の午前9時~午後5時) ホームページ https://www.bnymellonam.ip/

受託会社:ファンドの財産の保管及び管理を行う者

三井住友信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。



1 ファンドの目的・特色

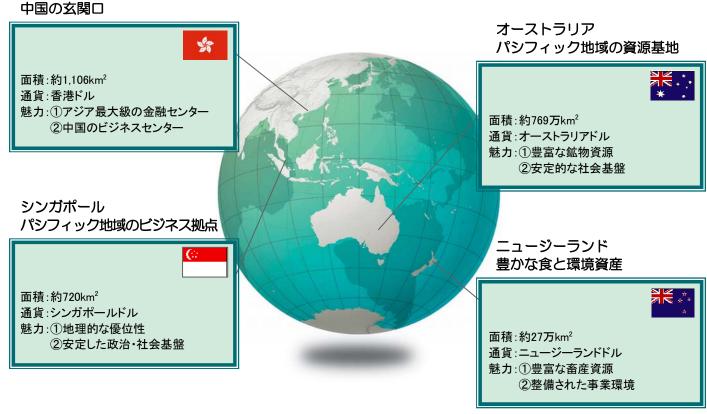
ファンドの目的

主として、ケイマン籍外国投資信託である「ニッポン・オフショア・ファンズーパシフィック・エクイティ・インカム・ファンド」および国内籍証券投資信託である「マネーポートフォリオ・ファンド(適格機関投資家専用)」に投資し、安定的な分配金原資の獲得と信託財産の成長を図ることを目指して運用を行うことを基本とします。

ファンドの特色

- 1 外国投資信託証券への投資を通じて、パシフィック地域*の先進国株式に実質的に投資を行います。
 - * パシフィック地域とは、太平洋沿岸のアジア・オセアニア諸国を指します。
 - ■安定成長を続けるパシフィック地域の先進国(オーストラリア、ニュージーランド、シンガポール、香港)の株式に分散 投資を行います。
 - ・下記の投資対象国・地域以外の国に投資を行うことがあります。また、すべての国・地域に投資を行うことをお約束するものではありません。
 - ・新興国が先進国になることなどによって、将来的に投資対象国が拡大する可能性があります。





出所:外務省、各種資料のデータ等を基に、BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社が作成

- 2 主要投資対象の外国投資信託においては、好配当企業に着目し、定量モデルによる運用*を行います。
 - * 定量モデルによる運用とは、一般に、金融経済理論や統計的手法を用いて大量の市場データや経済データを分析、モデル化し、運用を行う手法です。
 - ■投資対象国の中から相対的に配当利回りが高い銘柄を中心に運用を行います。

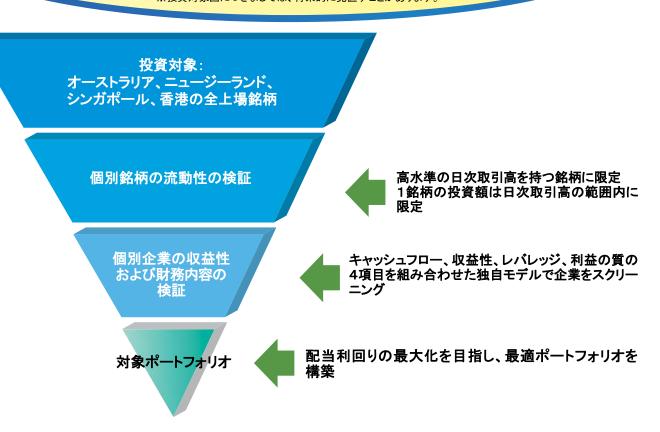
ポートフォリオ構築方法

パシフィック地域

パシフィック先進国 オーストラリア、ニュージーランド、シンガポール、香港

中国、インドネシア、韓国、 マレーシア、フィリピン、台湾、タイ

※投資対象国につきましては、将来的に見直すことがあります。



- 3 当ファンドは、原則として毎月分配を行います。
 - ■毎月17日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として、収益分配方針に基づいて分配を行います。3月、6月、9月および12月の決算時にはボーナス分配金として、分配対象額の範囲で、委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。
 - ※安定した分配を継続的に行うことを目標としますが、あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。 運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。

4 実質的な株式ポートフォリオの運用については、BNYメロン・グループ傘下の運用会社であるメロン・インベストメンツ・コーポレーションに委託します。

メロン・インベストメンツ・コーポレーション

BNYメロン・グループの3社が統合し、2018年2月1日から業務を開始した運用会社(2019年1月2日を効力発生日としてメロン・インベストメンツ・コーポレーションに社名変更)です。

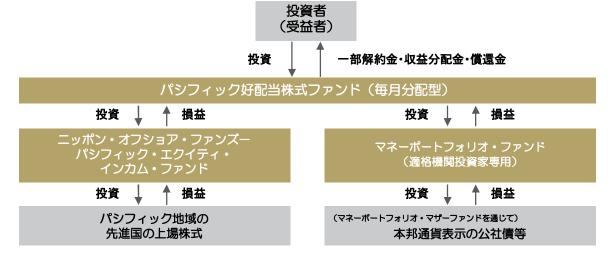
同社は株式や債券を含む様々な投資対象において、アクティブ運用やパッシブ運用を含む幅広い投資戦略を提供しています。

本社:米国ボストン

ファンドの仕組み

「ファンド・オブ・ファンズ」について

当ファンドは、投資信託を投資対象とするファンド・オブ・ファンズです。当ファンドは、投資者(受益者)からの資金を投資対象である投資信託 (ニッポン・オフショア・ファンズーパシフィック・エクイティ・インカム・ファンドおよびマネーポートフォリオ・ファンド(適格機関投資家専用))に 投資し、実質的な運用を各投資信託で行います。



主な投資制限

投資信託証券	投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。		
同一銘柄の投資信託証券	同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。		
株式	株式への直接投資は行いません。		
外貨建資産	外貨建資産への直接投資は行いません。		
デリバティブの利用	デリバティブの直接利用は行いません。		

収益分配方針

毎決算時(原則として、毎月17日、休業日の場合は翌営業日)に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- ・分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)の全額とします。なお、前期から繰越された分配準備積立金および収益調整金のうちその他収益調整金は、全額分配に使用することができます。
- ・収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ・留保益の運用については、特に制限を設けず運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。



※上記は収益分配のイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

市況動向、資金動向その他の要因等によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

追加的記載事項

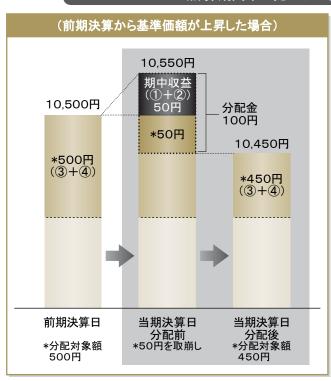
収益分配金に関する留意事項

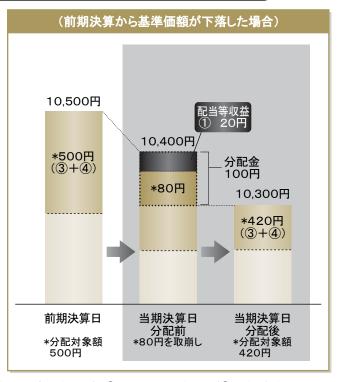
▶分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その 金額相当分、基準価額は下がります。



▶分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払 われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。 また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

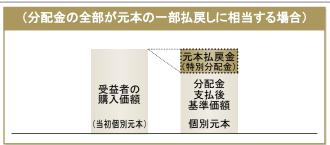
(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)





- (注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。 分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
 - ※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。
- ●受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当 する場合があります。
 - ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。





普通分配金:個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額 だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

追加的記載事項

★当ファンドが投資対象とする投資信託証券

1. ニッポン・オフショア・ファンズーパシフィック・エクイティ・インカム・ファンド

形態	ケイマン籍外国投資信託
投資方針	主に高配当利回りのパシフィック地域の先進国株式に投資をし、安定的な収益分配を行うこと、また信託財産 の中長期的な成長を目指します。
主要投資対象	パシフィック地域の先進国*の上場株式に投資します。 (*当初はオーストラリア、ニュージーランド、シンガポール、香港としますが、将来見直すことがあります。)
投資態度	 ①主にパシフィック地域各国の高配当株に投資し、配当収入の獲得及び、信託財産の中長期的な成長を目指します。 ②組入れ銘柄は、副投資運用会社独自のモデルを用いて財務内容の健全性を評価し、当該銘柄の流動性を確認した上で、相対的に配当利回りの高い銘柄の中から選定いたします。 ③株式の組入れは高位を維持します。ただし、市場動向の急激な変化が生じた時等や、やむを得ない事情が発生した場合には、株式組入れ比率を下げる場合があります。 ④外貨建資産の為替ヘッジは原則として行いません。
当初設定日	2010年11月9日
決算日	10月31日
収益分配	原則として、毎月分配を行います。
申込手数料	ありません。
管理報酬等	日々の純資産総額に対して年率0.80% (内訳 管理報酬:0.70%、管理事務代行および保管会社報酬:0.10%)
信託財産留保額	0.20%
その他費用	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、受託会社報酬、信託財産にかかる租税、信託事務の処理に 要する費用、信託事務の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息等も負担 します。
管理会社	BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド
投資運用会社	BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社
副投資運用会社	メロン・インベストメンツ・コーポレーション

^{※「}ニッポン・オフショア・ファンズーパシフィック・エクイティ・インカム・ファンド」は、「パシフィック・エクイティ・インカム・ファンド」という場合があります。

2. マネーポートフォリオ・ファンド (適格機関投資家専用)

形態	適格機関投資家私募/契約型 追加型/国内/債券(FOF専用)				
運用の基本方針	この投資信託は、安定した収益の確保を目標として運用を行います。				
主要投資対象	「マネーポートフォリオ・マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象と します。なお、公社債等他の有価証券または金融商品に直接投資を行うことがあります。				
投資態度	①マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、安定した収益の確保を目標として運用を行うことを基本とします。 ②マザーファンドへの投資を通じて、主として本邦通貨表示の公社債等(国債、地方債、政府保証債、利付金融債、事業債、ユーロ円債、短期金融商品等)および高格付の外国債券(国債、地方債、政府保証債、利付金融債、事業債、短期金融商品等)に投資をし、安定した収益の確保を目指します。 ③市況動向、資金動向その他の要因等によっては、上記のような運用ができない場合があります。				
運用会社	BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社				

2 投資リスク

基準価額の変動要因(主な投資リスク)

当ファンドは、国内外の投資信託証券を主要投資対象としていますので、投資する投資信託証券の基準価額の変動(投資信託証券が投資する外貨建資産には為替変動もあります。)により、当ファンドの基準価額は大きく変動することがあります。

当ファンドは、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により解約・償還金額が投資元本を下回り、損失を被る可能性があります。運用により信託財産に生じた利益または損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドは、預貯金とは異なります。預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

以下の事項は、投資対象ファンドのリスクも含まれます。

価格変動リスク

投資信託証券を通じて投資を行う株式の価格動向は、個々の企業の活動や、国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受けます。そのため、当ファンドの投資成果は、組入れ投資信託の価格変動があった場合、元本欠損を含む重大な損失が生じる場合があります。

株式の発行企業の信用リスク

当ファンドは、投資信託証券を通じて株式への投資を行うため、株式発行企業の信用リスクを伴います。株式発行企業の経営・財務状況の悪化等に伴う株価の下落により、当ファンドの基準価額が下落し元本欠損が生じるおそれがあります。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金がほとんど回収できなくなることもあります。

流動性リスク

流動性リスクは、有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく希望する時期に希望する価格で売却することが不可能となることあるいは売り供給がなく希望する時期に希望する価格で購入することが不可能となること等のリスクのことをいいます。流動性リスクが小さい資産とは、注文執行後、希望価格で売却可能な資産のことをいいます。市場規模や取引量が小さい市場に投資する場合、また市場環境の急変等があった場合、流動性の状況によって期待される価格で売買できないことがあり基準価額の変動要因となります。

為替変動リスク

為替変動リスクは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価額が変動するリスクのことをいいます。外貨建資産を保有する場合、当該通貨と円の為替変動の影響を受け、損失が生じることがあります。当該資産の通貨に対して円高になった場合にはファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

クーリング・オフ

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の 適用はありません。

収益分配金にかかる留意点

- ・ 収益分配金は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。したがって、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間中におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ 受益者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の全額または一部が、実質的には元本の 一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準 価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ・ 収益分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、収益分配金の支払後の純資産は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に収益分配金の支払を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比較して下落することになります。

リスクの管理体制

ファンドの運用におけるリスク管理に ついては、運用部門における日々の モニタリングに加えて、運用部門から 独立した組織体制においても行って います。

[投資政策委員会]

ファンドの運用計画案の審議、運用実績の評価、運用に関する法令および内部規則 の遵守状況の確認、最良執行に関する方針の策定および確認を行います。

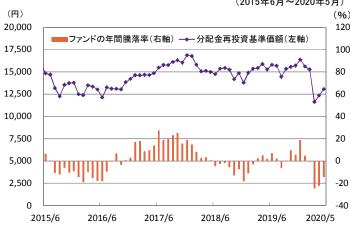
[コンプライアンス・リスク管理委員会]

コンプライアンスおよびリスク管理に関わる事項等の審議・決定を行い、委託会社の 法令遵守・リスク管理として必要な内部管理態勢を確保します。

愭

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

(2015年6月~2020年5月)

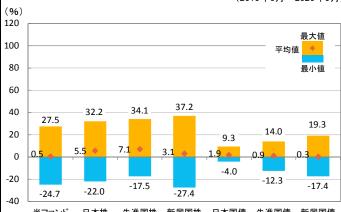


- * 年間騰落率は、2015年6月~2020年5月の5年間の各月末における直近1年間 の騰落率を示しています。
- 年間騰落率は、税引き前収益分配金を分配時に再投資したものとして計算 しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合が あります。また、分配金再投資基準価額は、税引き前収益分配金を分配時に 再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があり ます。

当ファンドと代表的な資産クラス*との騰落率の比較

グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成 したものです。

(2015年6月~2020年5月)



当ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

- グラフは、2015年6月~2020年5月の5年間の各月末における直近1年間の騰 落率の平均値・最大値・最小値を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラス について表示したものです。
 - 当ファンドについては、税引き前収益分配金を分配時に再投資したものとして 計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる 場合があります
- 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※ 各資産クラスの指数

東証株価指数(TOPIX)(配当込み) 日本株

東京証券取引所市場第一部に上場する全ての日本企業(内国普通株式全銘柄)を対象として算出した株価指数で、配当を考慮したものです。

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース) 先進国株

MSCI Inc. が算出・公表している、日本を除く先進国の株式を対象として算出されたグローバルな株価指数で、配当を考慮したものです。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース) 新興国株

MSCI Inc. が算出・公表している、世界の新興国の株式を対象として算出された株価指数で、配当を考慮したものです。

日本国债 NOMURA-BPI 国倩

野村證券株式会社が算出・公表している、日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。

先進国債 FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし、円ベース)

FTSE Fixed Income LLC が算出・公表している債券インデックスで、日本を除く世界の主要国の国債の価格と利息収入を合わせた総合投資収益率を 各市場の時価総額で加重平均した指数です。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース) 新興国債

J.P.Morgan Securities LLC が算出・公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした、時価総額ベースの指数です。

TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、東京証券取引所に帰属します

MSCIインデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

上記各指数の騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。

株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。 また、株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に 起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

基準価額・純資産総額の推移 (設定日(2010年11月8日)~2020年5月29日)



2020年0月20日死任		
基準価額	頁	5,266円
純資産総	額	8.7億円

2020年5月20日現在

分配の推移

2020年 1月	30円
2020年 2月	30円
2020年 3月	30円
2020年 4月	30円
2020年 5月	30円
直近1年間累計	360円
設定来累計	7,695円

(注)1万口当たり、税引き前

(注1)基準価額、基準価額(分配金込み)は、1カロ当たり連用管理質用(信託報酬)程除後です。(注2)基準価額(分配金込み)は、税引き前収益分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。

主要な資産の状況

資産構成比率

 /.				
	銘柄名	国/地域	種類	投資比率(%)
1	パシフィック・エクイティ・インカム・ファンド	ケイマン諸島	投資信託受益証券	98.65
2	マネーポートフォリオ・ファンド(適格機関投資家専用)	日本	投資信託受益証券	0.77

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

<参考>パシフィック・エクイティ・インカム・ファンド

組入株式上位10銘柄

	銘柄名	国/地域	種類	業種	構成比(%)	
1	FORTESCUE METALS GROUP LTD	オーストラリア	株式	素材	5.21	
2	GUANGZHOU R&F PROPERTIES - H	香港	株式	不動産	4.48	
3	ALUMINA LTD	オーストラリア	株式	素材	4.26	
4	BENDIGO AND ADELAIDE BANK	オーストラリア	株式	金融	4.13	
5	KWG GROUP HOLDINGS LTD	香港	株式	不動産	4.03	
6	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	オーストラリア	株式	金融	4.02	
7	ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT	シンガポール	株式	不動産	3.96	
8	TABCORP HOLDINGS LTD	オーストラリア	株式	一般消費財・サービス	3.79	
9	SPARK NEW ZEALAND LTD	ニュージーランド	株式	コミュニケーション・サービス	3.32	
10	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	オーストラリア	株式	金融	2.94	
(:+	(注) 団 (地球は、サギの上担主担に甘べ)()終示す					

組入株式上位5業種

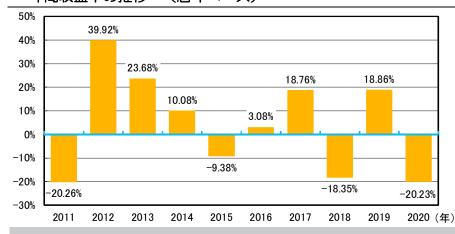
温バホンエニンネほ		
業種	構成比(%)	
不動産	23.39	
金融	18.81	
一般消費財・サービス	15.49	
素材	14.93	
公益事業	8.06	

組入株式上位国/地域

	2250
国/地域	構成比(%)
オーストラリア	41.72
香港	34.51
シンガポール	12.82
ニュージーランド	10.95

- (注1)国/地域は、株式の上場市場に基づく分類です。
- (注2)業種は、GICS産業グループの分類に基づきます。
- (注3)構成比は、上記参考ファンドの現金等を除く株式部分を100%として計算した評価金額の比率です。

年間収益率の推移 (暦年ベース)



- (注)ファンドの収益率は、税引き前収益分配金を分配時に 再投資したものとして計算しています。 2020年は5月末までの収益率です。
- 運用実績等について、別途月次等で開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページで閲覧することができます。
- 運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

4 手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 収益分配金を再投資する場合は1口の整数倍とします。 ※「一般コース」および「自動継続投資コース」があります。詳しくは、販売会社までお問い合わせください。		
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。		
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。		
換金単位	販売会社が定める単位		
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額		
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して7営業日目より、申込みの販売会社でお支払いします。		
以下のいずれかの日に該当する場合はお申込みできません。 購入・換金・ニューヨークまたはルクセンブルグの取引所の休場日・ニューヨークまたはルクセンブルグの銀行の休業日・委託会社が別途定める日			
申込締切時間 営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日の申込み分とします。			
購入の申込期間 2020年7月18日~2020年10月14日			
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、委託会社の判断により、大口のご換金の場合には制限を設けさせていただく場合があります。		
購入・換金 申込受付中止 および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の購入・換金の申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた申込みの受付けを取消す場合があります。		
信託期間 2020年10月19日まで(当初信託設定日:2010年11月8日)			
繰上償還	受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には、繰上償還することがあります。		
決算日	毎月17日(休業日の場合は翌営業日)		
毎月決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。 収益分配 分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。 ※「自動継続投資コース」の場合、収益分配金は税引き後再投資されます。			
信託金の限度額 3,000億円			
公告 日本経済新聞に掲載します。			
運用報告書	毎特定期間(原則として、毎年4月18日から10月17日までおよび10月18日から翌年4月17日まで)終了後および 償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。		
課税 関係 課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。			

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料

購入価額×上限3.3%(税抜 3.0%)

(手数料率は販売会社が定めます。)

※自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。

≪当該手数料を対価とする役務の内容≫

販売会社による商品および関連する投資環境の説明・ 情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等

信託財産留保額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額×<u>0.2%</u>

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

当該ファンドの 運用管理費用 (信託報酬)

運用管理費用の総額=信託財産の日々の純資産総額×<u>年率0.924%(税抜 0.84%)</u>

運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われますが、日々費用として計上されており、日々の基準価額は運用管理費用控除後となります。

運用管理費用の配分は、以下のとおりです。

合計	<u>年率0.924%</u> <u>(税抜 0.84%)</u>	≪当該運用管理費用を対価とする役務の内容≫
(委託会社)	年率0.10%(税抜)	信託財産の運用指図、目論見書・運用報告書の作成等
(販売会社)	年率0.70%(税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの 管理および事務手続き等
(受託会社)	年率0.04%(税抜)	信託財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行、信託財産の計算等

投資対象とする 投資信託証券の 管理報酬等

- ・ニッポン・オフショア・ファンズーパシフィック・エクイティ・インカム・ファンド
- ・・・・信託財産に属する当該ファンドの日々の純資産総額×年率0.80%
- ・マネーポートフォリオ・ファンド(適格機関投資家専用)
- ····信託財産に属する当該ファンドの日々の純資産総額×年率0.033%(税抜0.03%)~0.165%(税抜0.15%)

実質的な負担

年率1.724%程度(概算)

※管理報酬等には年間最低報酬額が定められている場合もあるため、純資産総額によっては年率換算で上記の信託報酬率を 上回る場合があります。

その他費用・ 手数料

監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用、目論見書等の作成、印刷および交付費用ならびに公告費用等、その他の管理、運営にかかる費用、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等が、信託財産より支払われます。

(注)この他に、投資対象とする投資信託証券においても、上記費用に類する費用がかかります。

◆その他費用・手数料については、資産規模および運用状況等により変動しますので、料率、上限額等を表示することができません。

※上記費用の総額につきましては、投資者の皆様の保有される期間等により異なりますので、表示することができません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項目	税金
分 配 時	所得税、復興特別所得税 および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金 (解約)時 および償 還 時	所得税、復興特別所得税 および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- ※上記は、2020年6月末現在のものです。
- ※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※少額投資非課税制度「愛称: NISA(ニーサ)」、未成年者少額投資非課税制度「愛称: ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」をご利用の場合 毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、 販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社までお問い合わせください。
- ※法人の場合は、上記とは異なります。
- ※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。

